

第 3 4 7 回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 3 月 1 9 日（金）午後 2 時から
- 2 場 所 徳島県水産会館 大研修室
- 3 出席委員 岡本 彰、福山 徳、中野憲次、若木克美、
杣友光明、福島 茂、宮本訓二郎、甘利和司、
團 昭紀、兵庫賢美、武田秀彦、村上里香
- 4 欠席委員 井村委員、井上委員 福井典代
- 5 事務局 杉本事務局長 山本課長補佐
- 6 県出席者 西岡主任 鈴木主任 赤澤主任
- 7 議 題
 - (1) 宝石さんごの採捕に係る委員会指示について（指示）
 - (2) 徳島県資源管理方針の変更について（諮問）
 - (3) するめいかに関する令和 3 管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について（諮問）
 - (4) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について（諮問）
 - (5) 知事許可漁業の許可方針の改正について（諮問）
 - (6) 知事許可漁業の申請期間について（諮問）
 - (7) その他

8 議事

局長： 定刻が参りましたので、これより、第347回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名中12名の委員の出席を賜っております。本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長： 改めまして、皆さんこんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第347回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議の議事録署名は、宮本委員さんと甘利委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題 1 は、「宝石さんごの採捕に係る委員会指示について」でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。

漁業調整課： 資料1の基づいて説明。

指示にあたり、字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いいたします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発出することとしてよろしいか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案のとおり委員会指示を発出することといたします。

次に、議題 2 に移りたいと思います。「徳島県資源管理方針の変更について」でございます。県から説明をお願いします。

水産振興課：資料 2－1 に基づき説明。字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いいたします。

漁業調整課：資料 2－2 に基づき説明。字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いいたします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり異議のない旨、答申してよろしいか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案どおり異議のない旨答申することに決定いたします。

次に、議題 3 に移りたいと思います。

「するめいかに関する令和 3 管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。県から説明をお願いします。

水産振興課：資料 3 に基づき説明。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり異議のない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、原案どおり異議のない旨、答申することといたします。

次に、議題４に移りたいと思います。

「くろまぐろに関する令和３管理年度における徳島県漁獲可能量の設定について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課：資料４に基づき説明。字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

会長： 他にございませんか。他に無いようでございますので、本件につきましては、原案どおり異議のない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題５に移りたいと思います。

「知事許可漁業の許可方針の改正について」でございます。県から説明をお願いします。

水産振興課：資料５に基づき説明。

字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

次に、議題 6 に移りたいと思います。

「知事許可漁業の申請期間について」でございます。県から説明をお願いします。

漁業調整課： 資料 6 に基づき説明。

字句等の細かい訂正は事務局一任でお願いします。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委員： 紀伊水道の小型底曳き、1 件廃業があったというのは、どこになるのか。

漁業調整課： 小松島漁協さんです。

委員： 募集を行うというのは、どういう募集を行うのですか。

漁業調整課： 廃業になった許可について、1 件許可を募集しますということです。

委員： その船は友達が乗るかといって話はできているのですが。

漁業調整課： お話は伺っております。

委員： それでもまだ募集をかけるのか。

漁業調整課： 法改正により、承継という手続きができなくなったため募集をかけることとなります。

委員： 募集の日にちが来たら、こんど乗る人が申請したらいいのか。

漁業調整課： もちろん1件しか申請がなければ次の方にいきますし、複数の場合でも優先順位を設けておりますので問題はないと考えております。

委員： 申請したら乗ってもいいということか。他の人がおったらあかんのん。

漁業調整課： 船が使えるのは、募集期間が終わって手続きが終わってからになります。法律上、このような手続きを行う必要があります。

委員： 漁協には説明してくれる。

漁業調整課： 漁協さんには説明させていただいております。

委員： 許可にお金は発生するのか。

漁業調整課： 県はタッチしていません。

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

会長： ご異議なし、でございますので、本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。

会長： 議事は以上ですが、その他なにかございませんでしょうか。

漁業調整課： いせえびの体調制限についてのアンケート結果について別添資料に基づき報告。

会長： 他にありませんか。それでは、特に無いようですので以上をもちまして、第347回徳島海区漁業調整委員会を終了いたします。長時間ご審議お疲れさまでした。

以 上